

国家専門職試験（大卒程度）

法務省専門職員（人間科学）の合格者の決定方法

[矯正心理専門職, 法務教官, 保護観察官]

受験者の筆記試験の得点は、各試験種目の素点（多肢選択式試験の場合は正解数）をそのまま用いるのではなく、各試験種目ごとに平均点、標準偏差を用いて下の方法で算出した「標準点」を用いる。配点比率は以下のとおり。

●矯正心理専門職

	試験種目	配点
一次試験	基礎能力試験	2/11
	専門試験（択一式）	3/11
二次試験	専門試験（記述式）	3/11
	人物試験	3/11

●法務教官, 保護観察官

	試験種目	配点
一次試験	基礎能力試験	2/10
	専門試験（択一式）	3/10
二次試験	専門試験（記述式）	3/10
	人物試験	2/10

◆一次合格者の決定方法

基礎能力試験および専門試験（多肢選択式）において基準点以上である一次試験受験者について、両試験種目の標準点の合計に基づいて決定される。なお、基礎能力試験の標準点は、全区分での平均点・標準偏差を用いて計算される。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 10 \times \text{当該試験種目の配点比率} \times \left(15 \times \frac{X - M}{\sigma} + 50 \right)$$

ただし、 X ：ある受験者の素点、 M ：当該試験種目の平均点、 σ ：当該試験種目の標準偏差

用語の解説

標準偏差

受験者の得点のばらつき具合を示す指標。一般にこの数値が小さい場合、受験者の素点が平均点付近に多く分布していることを表し、逆に標準偏差が大きい場合、受験者の素点が幅広く分布していることを表す。

基準点

各試験種目において、最低限必要な素点（正解数）。この点に達しない試験種目が1つでもある場合は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。実際の基準点は原則として満点の30%で設定されることが多い。

標準点

合格者の決定を行うときに使用される得点。各試験種目によって満点（要解答題数）が異なっていること、受験者の素点のばらつきが異なっていることの影響を修正するために用いるもので、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの辺りにあるかを相対的に示している。

過去5年間の平均点・標準偏差

[法務省専門職員（人間科学）]

基礎能力試験 [法務省専門職員（人間科学）全区分]

年度	満点	平均点	標準偏差	基準点
元年度	40	14.808	4.329	12
30年度	40	17.758	4.732	12
29年度	40	15.584	4.664	12
28年度	40	15.391	4.786	12
27年度	40	17.695	5.715	12

専門試験（択一式） [矯正心理専門職A・B]

年度	満点	平均点	標準偏差	基準点
元年度	40	20.346	5.829	12
30年度	40	17.822	5.274	12
29年度	40	17.806	5.497	12
28年度	40	19.870	6.695	12
27年度	40	18.235	5.526	12

専門試験（択一式）

[法務教官A・B, 法務教官A・B（社会人）, 保護観察官]

年度	満点	平均点	標準偏差	基準点
元年度	40	13.901	6.206	12
30年度	40	12.711	5.476	12
29年度	40	12.074	5.071	12
28年度	40	14.410	6.691	12
27年度	40	14.747	6.811	12

◆最終合格者の決定方法

●矯正心理専門職， 法務教官

専門試験（記述式）において基準点以上であり，かつ人物試験においてA～C評価であり，かつ，身体検査および身体測定に合格した二次試験受験者について，基礎能力試験，専門試験（択一式），専門試験（記述式），人物試験の標準点の合計に基づいて決定される。

●保護監察官

専門試験（記述式）において基準点以上であり，かつ人物試験においてA～C評価の二次試験受験者について，一次試験を含むすべての試験種目の標準点の合計に基づいて決定される。